

三重県議会事務局における内部統制制度について

議会事務局

1 内部統制制度の概要

平成 29 年に改正された地方自治法第 150 条により、地方公共団体では、所管する事務に令和 2 年度から内部統制が導入されました。その適用対象は、知事部局のみです。議会については、知事から独立し、監視する立場から枠外とされており、議会事務局の事務については独自に方針を定めて整備することが望ましいとされています。

2 令和 2 年度の議会事務局の取組

議会事務局では、資料 6-2 のとおり、法改正の主旨を踏まえた事務執行の適正化向上を図るため、令和 2 年度は財務に関する事務を、知事部局の内部統制制度で整備・運用するとともに、知事の定めた情報セキュリティ等のその他の事務についても、議会事務局の独自取組として、整備・運用しています。

3 令和 3 年度以降の方針

情報セキュリティ等の事務については、今後、より適切な執行や説明責任を求められるものであり、また、他府県の議会事務局においても、知事部局と同様に、対象としていることが多いことから、令和 3 年度からは、総括的な責任者である議長が資料 6-3 のとおり内部統制方針を独自に策定して、整備・運用・評価し、評価報告書を代表者会議へ報告することにより、主体的に内部統制に取り組んで、事務の適正性、透明性の向上を図っていきます。

4 整備・運用・評価の実施方法等

知事部局の例により、マニュアルとして定め、リスク項目を設定し、資料 6-4 内部統制フローのとおり運用・評価します。

(参考条文) 地方自治法

第一百五十条 都道府県知事及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この条において「指定都市」という。）の市長は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備しなければならない。

- 一 財務に関する事務その他総務省令で定める事務
- 二 前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われるることを特に確保する必要がある事務として当該都道府県知事又は指定都市の市長が認めるもの

内部統制制度の運用状況

| 知事部局 | | 議会事務局 | |
|-------------------|--|---|---|
| | 令和2年度～ | 令和2年度 | 令和3年度～(案) |
| 方針策定者 | 知事 | ―― | 議長 |
| 実務責任者 | 副知事 | ―― | 事務局長 |
| 適用事務範囲 (リスク項目) | 財務に関する事務 個人情報に関する事務 情報セキュリティに関する事務 | (財務に関する事務) 個人情報に関する事務 情報セキュリティに関する事務 | 財務に関する事務 個人情報に関する事務 情報セキュリティに関する事務 |
| 推進部署 | 総務部行政改革推進課 | 公文書管理に関する事務 その他、コンプライアンスを推進するうえで、リスクが高く対応が必要と考えられる事務 | 公文書管理に関する事務 その他、コンプライアンスを推進するうえで、リスクが高く対応が必要と考えられる事務 |
| 基礎評価部署 | 組織横断的な事務を所管する部署 (出納局、スマート改革推進課、法務・文書課等) | 事務局各課 | 組織横断的な事務を所管する部署 (出納局、スマート改革推進課、法務・文書課等) |
| 評価部署 | 防災対策部危機管理課 | 事務局企画法務課 | 事務局各課(企画法務課) |
| 監査委員 | 評価報告書審査 | ―― | 評価報告書審査 |
| 議会提出 | 評価報告書を提出 | ―― | 代表者会議へ評価報告書を提出 |
| 公表 | ホームページ | ―― | ホームページ |

※令和2年度の議会事務局の財務に関する事務については、知事部局の内部統制制度で整備・運用している。

三重県議会事務局における内部統制の方針（案）

三重県議会事務局における内部統制の方針を、以下のとおり定めます。

1 内部統制の基本的な考え方

三重県議会事務局では、法令や社会規範、ルール、マナーを遵守するとともに、正確、誠実かつ公正に職務を遂行し、説明責任を果たすことによって、県民の皆さんの信頼を確保するため、コンプライアンスを推進しています。

内部統制の導入により、リスクを認識したうえでそのリスクに備え、事務の適正な執行を確保することで、コンプライアンスのさらなる推進を図ります。

2 内部統制の目的

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の目的達成に向け、リスク評価やリスク対応を整備することで、効率的かつ効果的に業務を遂行します。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

県民が県政の状況を確認するうえで極めて重要な情報である予算、決算等に係る財務報告等の信頼性を確保します。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

県民からの信頼は全ての業務の礎となることから、安定的かつ持続的に行行政サービスを提供するため、法令遵守をはじめとしたコンプライアンスの推進を図ります。

(4) 資産の保全

県民と共有する県の資産や情報等の取得、使用及び処分が正当な手続きや承認のもとで行われるよう、その保全を図ります。のもとで行われるよう、その保全を図ります。

3 内部統制の対象とする事務

内部統制の対象とする事務は、地方自治法第150条第1項第1号の「財務に関する事務」のほか、コンプライアンスを推進するうえで、リスクが高く対応が必要と考えられる範囲の事務とします。

4 内部統制の実効性の確保

(1) 推進・評価体制の構築

事務局長を実務責任者とする事務局の推進・評価体制を構築します。

(2) 評価報告書の作成及び公表

内部統制の整備状況及び運用状況について、毎年度評価し、県民の皆さんに公表します。

(3) 監査委員との意見交換

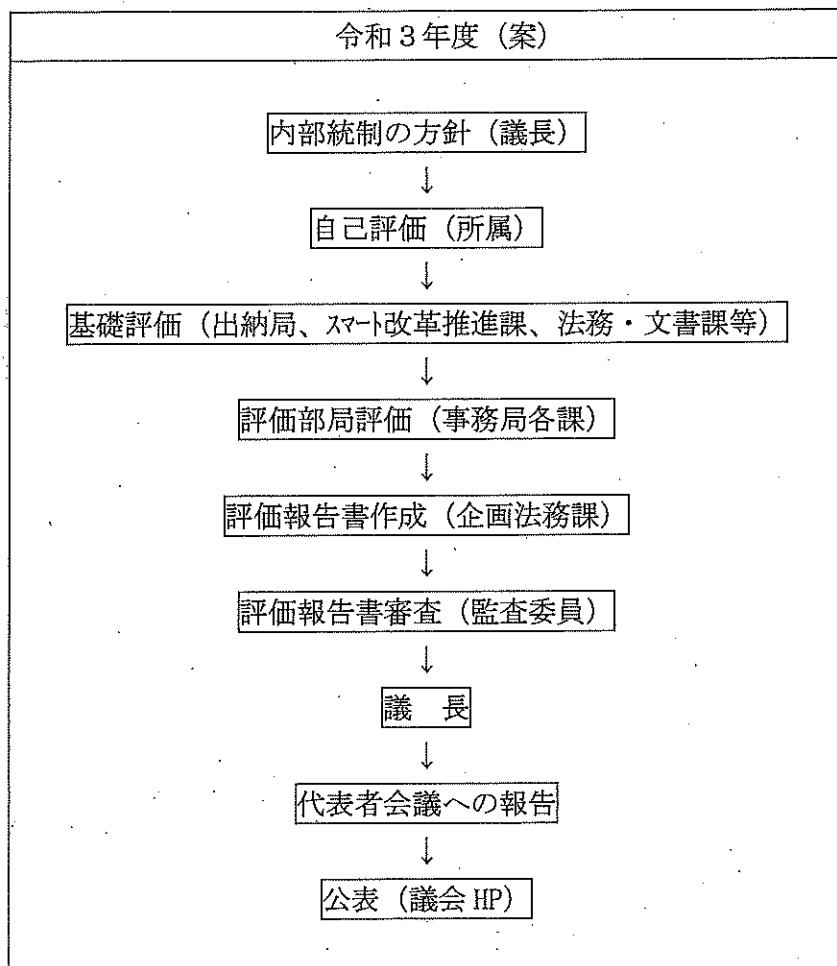
監査の実施によって得られた監査委員の知見を活用するため、適宜、監査委員との意見交換を行い、より効果的な内部統制の整備及び運用につなげます。

(4) 内部統制の見直し

内部統制の整備及び運用に係る評価結果、評価結果に基づく監査委員や県議会からの意見等をふまえ、適宜、内部統制の見直しを行います。

令和3年4月1日 三重県議会議長 日 沖 正 信

議会事務局の内部統制制度に係るフロー（案）



適用範囲

- ①財務に関する事務
- ②個人情報に関する事務
- ③情報セキュリティに関する事務
- ④公文書管理に関する事務
- ⑤その他、コンプライアンスを推進するうえで、リスクが高く対応が必要と考えられる事務